

(資料五)

令和八年一月  
定例島根県議会議案（条例）

参考資料

# 目 次

島根県行政手続条例の一部を改正する条例 .....	1
島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例 .....	1
地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例 .....	2
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	2
非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する 条例 .....	3
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	4
島根県部設置条例の一部を改正する条例 .....	4
島根県県税条例の一部を改正する条例 .....	5
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	5
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例 .....	7
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に に関する条例の一部を改正する条例 .....	8
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一 部を改正する条例 .....	8
島根県立高等学校教育振興基金条例 .....	9

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 .....	10
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	10
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例 .....	11
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	11
島根県手数料条例の一部を改正する条例 .....	12
島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	12
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 .....	13
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	13
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 .....	14
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例 .....	14

## 令和8年2月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第23号議案

#### 島根県行政手続条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、県民の利便性の向上を図るため、聴聞の通知に関する規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

(1) 不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政府の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとすること。

(2) その他規定の整理

##### 3 施行期日

令和8年5月21日から施行する。

### 第24号議案

#### 島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

##### 1 提案理由

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、島根県公益認定等審議会の委員の任命要件について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

##### 2 条例の概要

島根県公益認定等審議会の委員の任命要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを追加すること。

##### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 第25号議案

### 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- (2) 島根県流域下水道事業の設置等に関する条例
- (3) 島根県公営企業の設置等に関する条例
- (4) 島根県病院事業の設置等に関する条例

#### 3 施行期日

令和8年9月24日から施行する。

## 第26号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

- (1) 初任給調整手当の改正

ア 初任給調整手当の支給月額の限度額を改正すること。

支 給 対 象 者	改 正 前	改 正 後
医師又は歯科医師で医療職給料表 (1)の適用を受けるもの	416,600円	417,600円
医師又は歯科医師で医療職給料表 (1)の適用を受けないもの	51,600円	52,100円

イ 医師等に支給する手当の名称を第1種初任給調整手当に改めるとともに、新たに第2種初任給調整手当を設け、職員に適用される給料表の給料月額のうち職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じ

た額等とこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回る職員には、その差額を月額に換算した額を支給すること。

(2) 通勤手当の改正

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で人事委員会規則で定める額とすること。

(3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正

ア 通常の場合

区分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	7,400円	7,700円

イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	11,100円	11,550円

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 令和8年4月1日から施行する。

(2) 2の(1)のア及び(3)については、令和7年4月1日から適用する。

## 第27号議案

### 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律及び職員の旅費に関する条例の改正を踏まえ、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

費用弁償の種目、額及び支給方法に係る規定の整備

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>(2) 参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正<br/>(1)に伴う規定の整備</p> <p>(3) 会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正<br/>(1)に伴う規定の整備</p> <p>3 施行期日<br/>令和8年4月1日から施行する。</p> |
|--|--|

## 第28号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- |   |
|---|
| <p>1 提案理由<br/>組織改正に伴い、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要<br/>狂犬病予防作業等従事手当の支給対象公署に健康福祉部薬事衛生課を追加すること。</p> <p>3 施行期日<br/>令和8年4月1日から施行する。</p> |
|---|

## 第29号議案

### 島根県部設置条例の一部を改正する条例

- |   |
|---|
| <p>1 提案理由<br/>令和12年に開催予定の第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた体制を強化するため本庁の組織を見直すことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要<br/>(1) 島根かみあり国スポ・全スポ局を設置すること。<br/>(2) 島根かみあり国スポ・全スポ局の所掌事務を第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催並びにスポーツの振興に関する事項とすること。<br/>(3) その他規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> |
|---|

	令和8年4月1日から施行する。
--	-----------------

## 第30号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金の改正

改 正 前	改 正 後
特定公益信託であって、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもののうち、知事又は教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭	公益信託に係る公益事務に関連する寄附金のうち、知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した寄附金

(2) (1)について所要の経過措置を定めること。

(3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

令和9年1月1日から施行する。

## 第31号議案

### 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 初任給調整手当の改正

新たに第2種初任給調整手当を設け、教育職員に適用される給料表の給料月額のうち教育職員の属する職務の級及び教育職員の受ける号給に応じた額等を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回る教育職員には、その差額を月額に換算した額を支給すること。

(2) 通勤手当の改正

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で人事委員会規則で定める額とすること。

(3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正

ア 通常の場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,300円	8,600円

イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,450円	12,900円

(4) その他規定の整備

3 施行期日等

- (1) 令和8年4月1日から施行する。
- (2) 2の(3)については、令和7年4月1日から適用する。

## 第32号議案

### 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の勧告及び報告を受けて、市町村立学校の教職員に対して支給する諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 初任給調整手当の新設

教職員に適用される給料表の給料月額のうち教職員の属する職務の級及び教職員の受ける号給に応じた額等を基に算出した額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額を下回る教職員には、その差額を月額に換算した額を支給すること。

##### (2) 通勤手当の改正

自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、自動車等の使用距離に応じ、60,700円以内で教育委員会規則で定める額とすること。

##### (3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正

###### ア 通常の場合

区分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	4,400円	4,700円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,300円	8,600円

###### イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,600円	7,050円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,450円	12,900円

##### (4) その他規定の整備

#### 3 施行期日等

##### (1) 令和8年4月1日から施行する。

##### (2) 2の(3)については、令和7年4月1日から適用する。

## 第33号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

教員特殊業務手当の額の改定

区分	改正前	改正後
部活動指導業務 （教育委員会が定める場合にあっては、 1,800円）	3,600円 （教育委員会が定める場合にあっては、 1,800円）	3,900円 （教育委員会が定める場合にあっては、 1,950円）

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 第34号議案

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

児童数及び生徒数の変動等に伴い、職員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区分	改正前	改正後	増減
高等学校	教育職員	1,606人	1,608人
	事務職員及び技術職員	185人	185人
特別支援学校	教育職員	1,032人	1,056人
	事務職員及び技術職員	79人	79人

小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員 事務職員及び技術職員	5,011人 348人	4,963人 342人	48人 6人
-----------------	--------------------	----------------	----------------	-----------

- 3 施行期日  
令和8年4月1日から施行する。

## 第35号議案

### 島根県立高等学校教育振興基金条例

#### 1 提案理由

県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 設置

県が行う県立高等学校における魅力化、特色化等の取組の促進に関する事業に要する経費に充てるため、島根県立高等学校教育振興基金（以下「基金」という。）を設置すること。

##### (2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めること。

##### (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管すること。

##### (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れること。

##### (5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第36号議案

### 島根県営住宅条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

子育て世帯等の居住の安定を確保するため、及び県営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 子育て世帯の入居について次のとおりとすること。

ア 一般の世帯よりも高い収入基準において裁量的に入居を可能とする世帯を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居する世帯とすること。

イ 県営住宅に優先的に入居できる世帯を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と生計を一にする世帯とすること。

(2) 配偶者からの暴力を受けた者の入居に係る規定の整備

(3) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
上島団地	出雲市

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 第37号議案

### 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

引用する条項の整理

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第38号議案

### 島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

子ども・子育て支援納付金制度の導入に伴う国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定の整備

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 第39号議案

### 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 改正の内容

ア 乳児院の長、母子生活支援施設の長、母子支援員、児童養護施設の長、児童指導員、児童心理治療施設の長及び児童自立支援施設の長の資格にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加し、並びに児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格に精神保健福祉士の資格を有する者及びこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加すること。

イ 給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない施設に母子生活支援施設を追加すること。

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

条例の題名	改正の内容
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のアからエまで
島根県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(1)のア及びエ

3 施行期日

公布の日から施行する。

第40号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

令和8年5月1日から施行する。

第41号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

動物の管理に関して生活環境の保全上の支障の防止等を図るため、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、犬又は猫の引取りを求める者が納付すべき手数料を減免することができる。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

	令和8年4月1日から施行する。				
<b>第42号議案</b>					
<b>食品衛生法施行条例の一部を改正する条例</b>					
1 提案理由	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、営業施設の基準について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。				
2 条例の概要	(1) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合の施設の基準を設けること。 (2) その他規定の整備				
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。				
<b>第43号議案</b>					
<b>島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</b>					
1 提案理由	県立こころの医療センターにおける診療科目の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。				
2 条例の概要	県立こころの医療センターの診療科目の改正				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正 前</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">精神科、神経内科、心療内科</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">精神科、心療内科、児童・思春期 精神科</td></tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	精神科、神経内科、心療内科	精神科、心療内科、児童・思春期 精神科	
改 正 前	改 正 後				
精神科、神経内科、心療内科	精神科、心療内科、児童・思春期 精神科				
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。				

## 第44号議案

### 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

医療職人材の確保及び定着を図るため、子を養育する職員を支援する部分休暇制度を創設することに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 管理者が定める職員が、子育て部分休暇（小学校就学の始期に達した後小学校第3学年を修了する日の属する年度の末日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給すること。

(2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

## 第45号議案

### 島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

家畜保健衛生業務の実施体制の強化及び効率化を図るため、家畜保健衛生所の再編を行うこと、並びに島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 松江家畜保健衛生所と出雲家畜保健衛生所を再編し、東部家畜保健衛生所を設置すること。

(2) 手数料の納付時期に係る規定の整備

#### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。